

射水市職員の育児休業等に関する条例及び射水市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

射水市長 夏野元志

射水市条例第4号

射水市職員の育児休業等に関する条例及び射水市会計年度任用  
職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(射水市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 射水市職員の育児休業等に関する条例(平成17年射水市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(射水市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 射水市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年射水市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第4条(見出しを含む。)中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え

る。

第6条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第7条第3項ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。